

◆障がい者福祉に関する計画について

岬町では、障がい者福祉施策の推進と地域生活を支援するためのサービス基盤等を確保・充実させるため、「第4次岬町障害者基本計画」・「第6期岬町障害福祉計画」・「第2期岬町障害児福祉計画」の3計画を策定し、計画の実現に向けて施策・事業を推進しています。

■「第4次岬町障害者基本計画」について

障害者基本計画は、障害者施策の基本的な事項や理念を定めることにより、障がいの自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される行政計画です。

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、市町村に策定が義務付けられており、計画の策定にあたっては、障がい者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならないとされています。

障害者基本法（※根拠規定のみ抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条（略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

現行計画の「第4次岬町障害者基本計画」は、「だれもが互いに認め合い 支え合い 共に生きるまちづくり」を基本理念に掲げ、この基本理念が実現される地域を目指し、令和3（2021）年度から令和8（2016）年度までの6年間の計画となっています。

計画の位置づけとしては、本町の最上位計画である「岬町総合計画」並びに上位計画の福祉のまちづくり計画である「岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」に即するとともに、国の法制度や指針、大阪府の計画との整合性を図りつつ策定しました。

第4次計画では、第1次計画の基本理念（ノーマライゼーション、リハビリテーション及びバリアフリーの考え方）を引き継ぎながらもさらに発展させ、障がいの有無に関わらず、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、お互いを尊重し、生涯を通じて安心して快適に暮らせるように、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な「地域共生社会」の実現を目指しています。

■ 「第7期岬町障害福祉計画」及び「第3期岬町障害児福祉計画」の策定について

今般策定をする「第7期岬町障害福祉計画」は、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の充実を図るため、障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標及び各サービス等の必要な見込量を定める行政計画です。

障害者総合支援法（※根拠規定のみ抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

同じく、今般策定をする「第3期岬町障害児福祉計画」は、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図り、また、サービスの質の確保・向上を図るため、児童福祉法に基づく、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標及び各サービス等の必要な見込量を定める行政計画です。

児童福祉法（※関係規定のみ抜粋）

第九節 障害児福祉計画

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

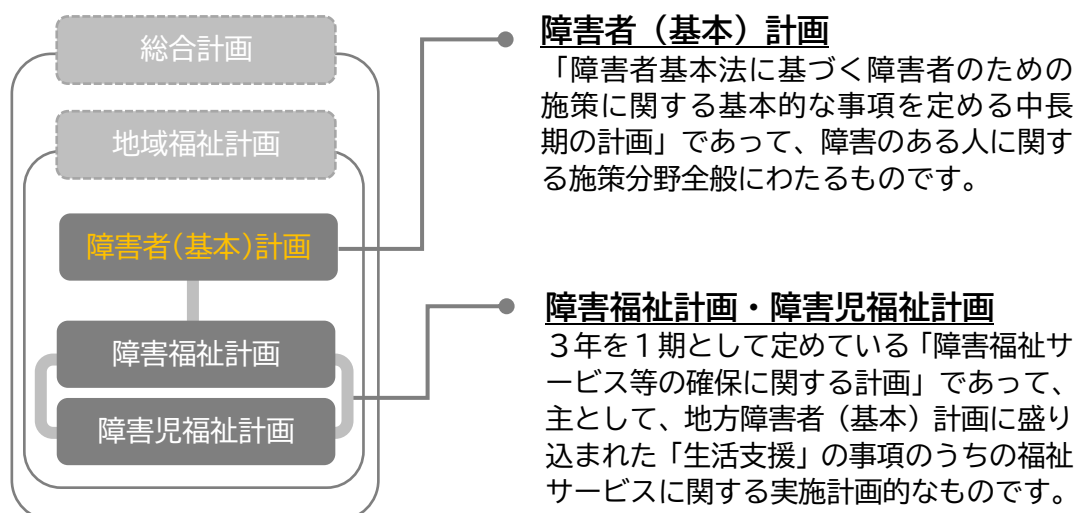
⑥ 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

両計画は、町の障害者福祉の大綱を示す「第4次岬町障害者基本計画」に即しつつ、障がい者及び障がい児の生活支援や就労支援に関する施策とともに、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する3年間の実施計画的な位置づけも有しています。

■ 上位計画と3計画の関係性と計画期間について

上位計画である総合計画や地域福祉計画と障害者福祉に関する3計画の相関については、下図のようになります。

～障害者（基本）計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の関係性～



現行計画である「第4次岬町障害者基本計画」の計画期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの中長期計画となります。

また、今般策定をする「第7期岬町障害福祉計画」及び「第3期岬町障害児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年計画となります。

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
第4次障害者基本計画					
第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画		